

議案第 101 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第 17 条の 2 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100 分の 127.5</u>（管理職手当を受ける職員にあっては、<u>100 分の 107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 71.25</u>」と、「<u>100 分の 107.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 61.25</u>」とする。 4 (略) 5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。 6 (略) (勤勉手当) 第 17 条の 5 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	(期末手当) 第 17 条の 2 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100 分の 122.5</u>（管理職手当を受ける職員にあっては、<u>100 分の 102.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 68.75</u>」と、「<u>100 分の 102.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 58.75</u>」とする。 4 (略) 5 職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。 6 (略) (勤勉手当) 第 17 条の 5 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5（略）

附 則

1～12（略）

1.3 給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の適用については、令和6年4月1日から令和14年3月31日までの間、次の表の上欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる給料月額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	197,000	220,000	243,000	266,000	289,000	312,000	335,000	358,000

1.4 和光市職員の定年に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第23号）附則第3条第2項の規定により令和6年4月1日以後に採用された職員のうち、地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項において「基準日」という。）の前日時点におけるその職務の級が8級であつたものの基準日以後の前項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「基準日以後給料月額」という。）が、基準日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるときは、基準日以後給料月額のほか、基礎給料月額と基準日以後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3～5（略）

附 則

1～12（略）

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員給料表

単位 円

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100

33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		

66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500			
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800			
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000			
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200			
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500			
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
94		299, 400	347, 400					
95		299, 700	347, 800					
96		300, 100	348, 200					
97		300, 300	348, 400					
98		300, 600	348, 800					

99		301, 000	349, 200					
100		301, 400	349, 500					
101		301, 600	349, 800					
102		301, 900	350, 200					
103		302, 200	350, 600					
104		302, 500	351, 000					
105		302, 700	351, 500					
106		303, 000	351, 900					
107		303, 300	352, 300					
108		303, 600	352, 700					
109		303, 800	353, 200					
110		304, 200	353, 600					
111		304, 600	353, 900					
112		304, 900	354, 200					
113		305, 100	354, 700					
114		305, 300						
115		305, 600						
116		306, 000						
117		306, 200						
118		306, 400						
119		306, 700						
120		307, 000						
121		307, 400						
122		307, 600						
123		307, 900						
124		308, 200						
125		308, 500						
定年前再任用短時間勤務職員	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該

改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第17条の2 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の105</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第17条の5 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	(期末手当) 第17条の2 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第17条の5 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の127.5</u>) を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> (管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の61.25</u>) を乗じて得た額の総額 3～5 (略)

(和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成18年条例第5号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
(特定任期付職員の給料表等) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>392,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000円</td></tr> </tbody> </table> 2 (略) (特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の107.5</u>）」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3・4 (略)	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円	(特定任期付職員の給料表等) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>380,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>427,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>477,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>539,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>615,000円</td></tr> </tbody> </table> 2 (略) (特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の102.5</u>）」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 3・4 (略)	号給	給料月額	1	380,000円	2	427,000円	3	477,000円	4	539,000円	5	615,000円
号給	給料月額																								
1	392,000円																								
2	440,000円																								
3	492,000円																								
4	555,000円																								
5	634,000円																								
号給	給料月額																								
1	380,000円																								
2	427,000円																								
3	477,000円																								
4	539,000円																								
5	615,000円																								

(和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第4条 和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当及び勤勉手当の支給) 第7条 期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の107.5</u>）」とあるのは「<u>100分の122.5</u>」と、給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、「<u>100分の107.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）」とあるのは「<u>100分の102.5</u>」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。	(期末手当及び勤勉手当の支給) 第7条 期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の102.5</u>）」とあるのは「<u>100分の122.5</u>」と、給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、「<u>100分の102.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）」とあるのは「<u>100分の102.5</u>」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

第5条 和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当及び勤勉手当の支給) 第7条 期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> （管理職手当を受ける職員にあつては、 <u>100分の105</u> ）」とあるのは「 <u>100分の125</u> 」と、給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、「 <u>100分の105</u> （管理職手当を受ける職員にあつては、 <u>100分の125</u> ）」とあるのは「 <u>100分の105</u> 」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。	(期末手当及び勤勉手当の支給) 第7条 期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> （管理職手当を受ける職員にあつては、 <u>100分の107.5</u> ）」とあるのは「 <u>100分の122.5</u> 」と、給与条例第17条の5第2項第1号の規定の適用については、「 <u>100分の107.5</u> （管理職手当を受ける職員にあつては、 <u>100分の127.5</u> ）」とあるのは「 <u>100分の102.5</u> 」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

（職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～3（略） 4 新給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の適用については、 <u>施行日から令和6年3月31日までの間</u> 、次の表の上欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる給料月額とする。 (略) 5 和光市職員の定年に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第23号）附則第3条第2項の規定により <u>施行日から令和6年3月31日までの間に採用された職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項</u>	附 則 1～3（略） 4 新給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の適用については、 <u>施行日から令和14年3月31日までの間</u> 、次の表の上欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる給料月額とする。 (略) 5 和光市職員の定年に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第23号）附則第3条第2項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員

に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項において「基準日」という。）の前日時点におけるその職務の級が8級であったものの基準日以後の前項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「基準日以後給料月額」という。）が、基準日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるときは、基準日以後給料月額のほか、基礎給料月額と基準日以後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項において「基準日」という。）の前日時点におけるその職務の級が8級であったものの基準日以後の前項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「基準日以後給料月額」という。）が、基準日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるときは、基準日以後給料月額のほか、基礎給料月額と基準日以後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第13項及び第14項並びに別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条の規定 令和6年4月1日

(2) 改正後の給与条例第17条の2（第5項を除く。）及び第17条の5の規定、改正後の任期付職員条例第9条の規定並びに第4条の規定による改正後の和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定 令和6年12月1日

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定、改正後の任期付職員条例の規定又は第6条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（以下この項において「改正後の給与条例等の一部改正条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定又は第6条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定、改正後の任期付職員条例の規定又は改正後の給与条例等の一部改正条例の規定による給与の内払とみなす。

令和6年12月19日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

令和6年人事院勧告に準拠した職員の給料表等を改定したいので、地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。